

# ふくしま立地企業事業継続対策補助金交付要綱

## (通則)

第1条 ふくしま立地企業事業継続対策補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、及び福島県補助金の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、「大企業」、「みなし大企業」、「中小企業者」、「製造業」、「補助事業」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- 2 「大企業」とは、中小企業者以外で、資本金の額又は出資の総額が10億円以上の企業をいう。
- 3 「みなし大企業」とは、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が大企業の所有に属している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者、役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者をいう。
- 4 「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。
- 5 「製造業」とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいう。
- 6 「補助事業」とは、この要綱に基づき実施される事業をいう。
- 7 「補助事業者」とは、大企業及びみなし大企業のうち、製造業に分類される企業をいう。

## (補助金交付の目的)

第3条 本事業は、令和元年台風第19号、第20号及び第21号により、施設や設備に被害を受けた県内で製造業を営む大企業及びみなし大企業が、今後も予想される災害への対応力を高めるための減災対策計画を策定し、その計画の実践に必要な経費の一部を補助し、県内での持続的な操業を支援することを目的とする。

## (交付の対象)

- 第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う事業の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
  - 3 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

## (補助率及び補助上限額)

第5条 補助事業者に交付する補助金の補助率は補助対象経費の5%とする。ただし、補助上限額は、1事業者あたり1億円とする。

## (補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、知事が第8条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から、交付決定を行った日の属する年度の3月31日までの間の事業完了日までとする。ただし、知事が別に定める

場合にはこの限りではない。

- 2 知事は、補助事業者が減災対策計画に基づきその計画の実践に取り組む経費であって、令和元年台風第19号、第20号及び第21号による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

#### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者又は申請をした者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定によるふくしま立地企業事業継続対策補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金交付決定通知書」を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

#### (申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、ふくしま立地企業事業継続対策補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、様式第3による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金交付申請取下届出書」を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第12条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### (内容または経費の配分の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ様式第4による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

(2) 補助事業の経費の配分

交付要綱の別表1（第4条関係）に記載された「補助対象経費の区分」相互間において、いずれか低い方の10パーセント未満の変更をしようとする場合。

(3) 補助対象経費の10パーセント未満の減額。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助事業の中止または廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金に係る補助事業実績報告書」を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に期間を定める場合にはこの限りではない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項、第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7「ふくしま立地企業事業継続対策補助金補助金額確定通知書」により、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金に係る補助金精算払請求書」を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定した補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命

じることができる。

(是正のための措置)

第17条 知事は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第12条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合は、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

2 知事は、次の各号に該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部の取り消しまたは変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
- (6) 補助事業者が、別表2に定める「ふくしま立地企業事業継続対策補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
- (7) 補助事業者が、第6条に定める実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。
- (8) 補助事業者が、第8条第4項に基づき知事が定めた「交付決定に際しての条件」を満たすことができなかった場合、もしくは満たせないことが明らかになった場合。
- (9) 補助事業者が、第13条に定める期限内に、様式第6による「ふくしま立地企業事業継続対策補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。

3 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、第13条第1項に定める実績報告書に様式第10による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第18条第1項ただし書き規定する別に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による「取得財産の処分承認申請書」を知事に提出して、知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれると

きは、その収入の全部もしくは一部を福島県に納付させることができる。

(その他必要な事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	補助対象となる経費は、令和元年台風第19号、第20号及び第21号により被害を受け、その後の減災対策のために必要となった経費で、災害発生以降に要した次の経費とする。ただし、証拠資料等によって支払金額が確認できる経費に限る。	
	経費区分	内容
	機械及び装置	自家発電設備、排水ポンプ、揚水ポンプ（これらと同等に、水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
	器具及び備品	全ての設備（水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものに限る。）
	建物附属設備	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、貯水タンク、排水ポンプ、揚水ポンプ、止水板、防水シャッター（これらと同等に、水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
その他	水害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資するかさ上げ工事、防水壁や逆流防止弁等の資材	

別表2（第18条関係）

「ふくしま立地企業事業継続対策補助金の交付を受ける者として不適当な者」
補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者
<p>(1) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。</p> <p>(3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>(5) 県税の未納があるとき。</p>